

## 鹿沼市奨学金の返還を減免します！

☆鹿沼市奨学金貸付制度を利用された方のうち、下記の【減免要件】をすべて満たす場合に減免の対象となる場合があります。

### 【減免要件】

- 鹿沼市に住所を有する者
- 高校又は大学等を卒業した翌月から1年以内に鹿沼市に定住し、奨学金返還開始から5年間継続して市内に居住していること
- 県内の事業所等に勤務し、又は県内で事業を営む者であること
- 奨学金の返還期間が高校卒業者は6年、大学等を卒業した者は8年以上であって、月賦払いにより返還すること
- 市税及び奨学金の返還金に滞納がないこと



※返還開始後、返還期間や返還方法を変更し条件を満たしたとしても、対象になりません。

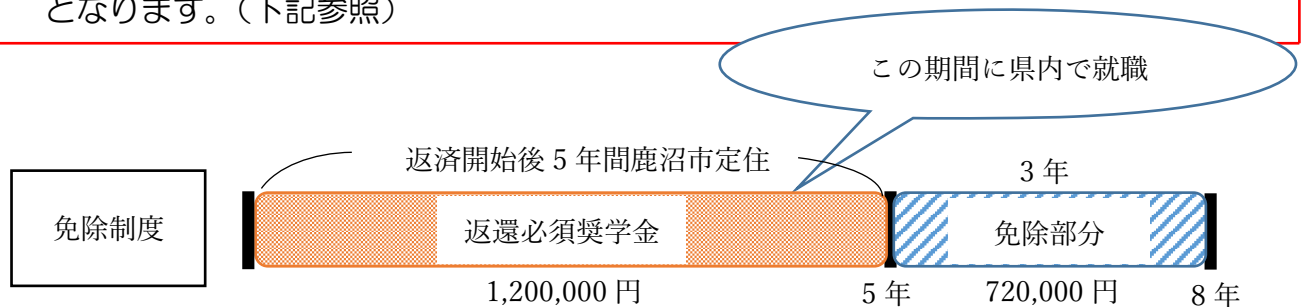
### 【減免内容】

- 上記の「減免要件」をすべて満たした場合、奨学金の返還を一部減免（最大で72万円を減免）。

奨学金の減免を希望される方は、別紙「減免手続きの流れ」をご確認の上、お手続きください。

例えば…

大学4年間で月4万円、総額192万円を借り、毎月2万円を8年間で返還した場合  
⇒卒業後1年以内に鹿沼市に住み始め、県内で就職し、返還開始から5年間定住し、市税、奨学金の滞納がない場合、減免手続きをすると残りの3年間の72万円が減免となります。（下記参照）



問い合わせ先

322-0064 鹿沼市文化橋町1982-18 市民情報センター4階

鹿沼市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0289-63-2234 FAX 0289-63-2118